

## 左京区誕生90周年記念ロゴマーク等使用承認要領

(目的)

第1条 この要領は、左京区誕生90周年記念ロゴマーク及びキャッチフレーズ（以下「ロゴマーク等」という。）の使用の承認に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク等)

第2条 ロゴマーク等は、別紙のとおりとする。

(権利)

第3条 ロゴマーク等の権利は、左京区誕生90周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）が所有する。

(使用の承認)

第4条 ロゴマーク等は、左京区誕生90周年記念事業（以下「記念事業」という。）の趣旨に賛同し、それを推進する事業や、左京区が誕生90周年であることを広く周知し、記念事業をPRする取組について、実行委員会委員長（以下「委員長」という。）の承認を得て使用することができる。

2 ロゴマーク等の使用を希望する者は、ロゴマーク等使用申請書（第1号様式）を委員長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 実行委員会が共催又は後援する事業において使用するとき。
- (2) 報道機関が報道、及び広報の目的で使用するとき。
- (3) 実行委員会又は左京区がロゴマーク等の使用目的に沿って使用するとき。
- (4) その他委員長が使用を認めることが適当であると判断したとき。

(使用を認めない場合)

第5条 委員長は、次のいずれかに該当するときは、ロゴマーク等の使用を承認しないものとする。

- (1) 記念事業の趣旨に反し、又は品位が損なわれる恐れがあると認められるとき。
- (2) 公序良俗に反するとき。
- (3) 宗教的又は政治的な目的を有するとき。
- (4) ロゴマーク等の使用者が提供する物品やサービス等の品質・安全性を保証し、又は保証すると誤解を与え、又は与える恐れがあると認められるとき。
- (5) ロゴマーク等そのものを商品化しようとするとき。
- (6) その他委員長が使用を認めることが適当でないと判断したとき。

(通知)

第6条 委員長は、使用を承認したときは使用承認通知（第2号様式）により、承認しないときは、使用不承認通知（第3号様式）により、それぞれ通知するものとする。また、委員長は、ロゴマーク等の使用に際し、必要に応じて条件を付すことができる。

(遵守事項)

第7条 ロゴマーク等を使用する承認を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第三者に譲渡，転貸しをしないこと。
- (2) 申請のあった内容以外に使用しないこと。
- (3) デザイン，色等の変更は認めない。
- (4) 広報物等を使用する場合は，委員会が指定する文言を記載すること。
- (5) 使用内容を変更する場合は事前に協議すること。
- (6) 使用状況について，写真等により適宜報告すること。
- (7) 申請者が虚偽の申請若しくは不正な手段により承認を受けたとき，又は承認の条件に違反したと認められるときは，当該承認の取消しその他必要な措置を採ることがある。

(使用料)

第8条 ロゴマーク等の使用料は無料とする。

(承認の取消)

第9条 委員長は，ロゴマーク等の使用が本要領に違反していると認められる場合，使用の承認を取り消すことができる。

(事故，苦情の処理)

第10条 ロゴマーク等の使用の承認を受けた事業等に係る事故，苦情，損害等が発生した場合は，使用者が，自己の責任において必要な措置を講じることとし，実行委員会は一切の責任を負わない。

(報告)

第11条 委員長は，ロゴマーク等の使用者に対し，その使用に関して必要と認められる場合には報告を求めるとともに，ロゴマーク等の使用中止，又は物品等の回収を求めることができる。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか，必要な事項は，実行委員会事務局が別に定める。

附則

この要領は，平成31年4月1日から施行する。

(参考) 左京区誕生90周年記念事業の趣旨

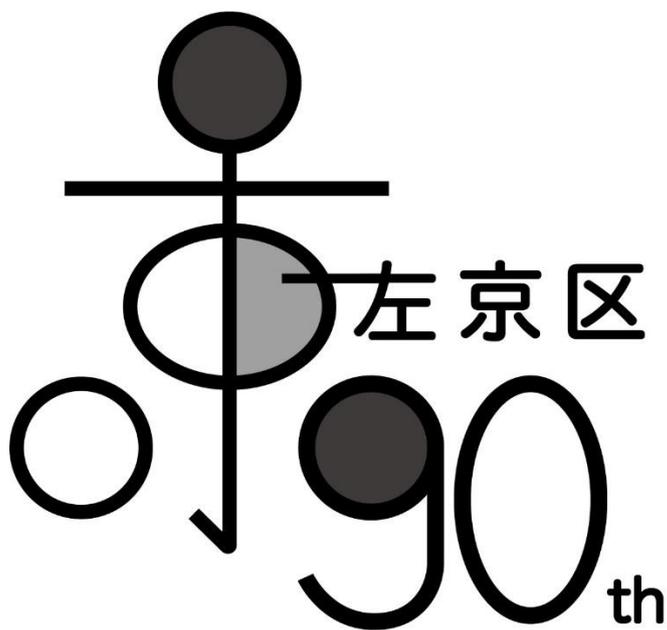
- 1 左京区民のまちへの愛着と誇り意識の向上，「左京ファン」の拡大  
～左京区の魅力を区民が知って愛着を高め，左京ファンを増やそう！～
- 2 左京区のまちづくりを幅広い方々の力で進める仕組みづくり  
～より多くの人々がつながりながら，左京区のまちのことを考え，行動するまちづくりを進めよう！～
- 3 左京区のまちや区民の暮らしの魅力向上  
～左京区のまちや区民の暮らしをもっと素敵なものにしよう！～

(別紙)

○ロゴマーク (多色表示)



○ロゴマーク (単色表示)



○キャッチフレーズ

「左京の自然, 伝統, 元気を未来へつなぐ90周年」